

《公的施設の単独転換を国がバックアップ》

水 泥 新 聞



第 16 号

発行 F C 水泥編集室
電話 (052) 733-0325

環境配慮型浄化槽 下水道と同じ国庫補助率1/2

平成28年度より新たに創設される「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(以下 環境配慮型推進事業)」と「公的施設単独浄化槽集中転換事業(以下 公設単独転換事業)」の交付要綱が発表された。平成26年1月に3省(国土交通省、環境省、農林水産省) 合同で「都道府県構想策定マニュアル」が発表されて以降、汚水処理整備の10年概成に向け浄化槽への期待が日増しに高まっている。今回の改正内容は、県・市町村が推し進める浄化槽整備事業を国が力強く後押しする内容となっている。

環境配慮型推進事業 〈国庫補助率1/2〉

平成28年度より新たに創設される「環境配慮型推進事業」とはこれまでの「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業(以下 低炭素型推進事業)」をリニューアルしたもので、浄化槽の低炭素化が図られてきたところ

で、さらに環境性能を追加し、浄化槽の整備を重点的に行っていくものだ。この事業を実施すると、国庫補助率が1/2から下水道と同じ1/2になる。

〔1〕市町村が「浄化槽市町村整備推進事業(以下 市町村設置型)」を実施する場合、浄化槽は市町村の所有となり個人負担は1割で済む。

環境配慮型浄化槽設置費の負担割合 比較

〔1〕浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

	個人負担 (1割)	市町村負担	国庫補助
通常		2/3	1/3
事業実施		1/2	1/2

〔2〕浄化槽設置整備事業(個人設置型)

	個人負担	県・市町村負担	国庫補助
通常	6割 3/5	4割 2/3	1/3
事業実施	6割 3/5	4割 1/2	1/2

残りの9割は国と市町村が負担する。通常、国の補助は設置費用に対し1/3であるが、今回創設された「環境配慮型推進事業」を市町村が実施すると、国の補助が1/2となる。

〔2〕市町村が「浄化槽設置整備事業(以下 個人設置型)」を実施する場合には、浄化槽は個人の所有となり個人負担は6割となる。残りの4割が補助の対象となるが、この4割の内、国の補助が1/2のところ、「環境配慮型推進事業」を実施すると1/2となる。

環境配慮型推進事業 〈性能要件の強化〉

環境配慮型浄化槽に求められる性能要件は、従来の省エネ基準を約10%低減するとともに、新たにBOD 10 mg/L以下の浄化槽やリン除去型浄化槽の省エネ基準が設定された。さらに、この新・省エネ基準に加え、4つの環境性能(さらに消費電力10%低減、コンパクト化、ディスプレイ対応、再生プラスチック使用)の内、いずれか1つ以上を満たすことが条件

となった。

従来の「低炭素型推進事業」では、浄化槽の環境性能を消費電力だけで評価していたが、新しい「環境配慮型推進事業」では、水環境改善に与える影響が考慮されており、環境性能をより多方面から評価するものに変わったことが変更の大きなポイントである。

環境配慮型推進事業 〈実施要件を緩和〉

性能要件は強化されたが、実施要件は緩和の方向だ。これまでの「低炭素社会対応型浄化槽の区域内普及率を10ポイント以上向上又は30基以上増加させる計画であること」という要件が削除され、次の①又は②を満たせば対象となる。①「環境配慮型浄化槽の年間整備基数のうち、1割以上を単独浄化槽からの転換とすること」、又はこの実施要件が満たせなくても「市町村設置型」に限り、②「単独浄化槽の設置割合が40%未満

の地域においては防災減災の観点から浄化槽整備を位置付けること。

これまで「低炭素型推進事業」を実施したくても実施要件を満たす計画が策定できない市町村も多かった。環境省の報告によれば、平成26年度に国庫補助を受けて浄化槽を設置した基数は69941基あるが、その中で「低炭素型推進事業」により設置したのは8111基(11・6%)に留まる。しかし、今後は要件が緩和されたことで「環境配慮型推進事業」の実施に踏み出しやすくなる。国庫補助率が $\frac{1}{3}$ から下水道と同じ $\frac{1}{2}$ になれば、市町村の財政負担は軽減され、結果として浄化槽の整備推進、さらには地方財政の健全化にも繋がっていく。

「低炭素型推進事業」は平成22年度から27年度まで続けられてきたが、実施期間は1年間の時限メニューの延長であった。しかし、「環境配慮型推進事業」は時限メニューではなく、終期が定められていないことも追い風だ。

全てのフジクリン小型浄化槽が環境配慮型に適合

今回、定められた環境配慮型浄化槽の性能要件に対し、5～10人槽のフジクリン小型浄化槽(CA型、CENeco型、CEN型、CRX型)は、全てこの基準をクリア。環境配慮型浄化槽の適合機種となった。

平成27年3月に発売したCA型は、新・省エネ基準値から「さらに消費電力10%削減」をクリアしただけでなく、「コンパクト化」の要件もクリア。単独浄化槽から合併浄化槽への入れ替えがしやすいスリムボディ(業界最小の幅970mm)で、浄化槽の面的整備に貢献することが可能だ。

また、同時発売したCENeco型は小型浄化槽で初めて間欠バッ気方式を採用。自社開発した自動間欠プロワで50分オン、20分オフを一定間隔で繰り返すため、ベースとなるCEN型からさらに3割も消費電力を削減した「超省エネ浄化槽」だ。該当する5人槽の省エネ基準が58Wである

るのに対し、CENeco型の消費電力(間欠換算値)は24W。基準に対してわずか4割の数値だ。

11～50人槽の中型浄化槽に関しても、通常型であるCEN型と、リン除去型であるCRX型は30人槽までと、フジクリンはほとんど全ての製品で、環境配慮型に適合した浄化槽をラインアップしている。

窒素・リン除去型浄化槽CRX型への期待

湖沼や内湾などの閉鎖性水域では、生活排水に含まれる窒素やリンが富栄養化の大きな原因となっている。有機物(BOD)だけを除去しても、窒素・リンが閉鎖性水域に流入すると、これらを栄養源としてアオコなどの植物プランクトンが増殖。その結果、赤潮や青潮が発生し、酸素欠乏で魚が死んだり、ひどい悪臭が発生する。

今回の新たな基準により、

窒素・リン除去型浄化槽CRX型が、環境配慮型浄化槽の適合機種となった。CRX型で整備を進める市町村が「環境配慮型推進事業」を実施すると、国庫補助率は $\frac{1}{2}$ となる。フジクリンの担当者は、「これまで【市町村設置型】【個人設置型】でCRX型による浄化槽整備に取り組んでいたという市町村での普及促進が期待できる。また、多くの閉鎖性水域や水道水源域を抱える市町村でも改めてCRX型の採用を検討していただきたい。」と語っている。

浄化槽処理水の経日変化比較



窒素とリンを処理した水は、藻類の発生がほとんどない。

フジクリンの省エネプロワ

フジクリンは浄化槽メーカーで唯一、電磁プロワを自社で開発し、製造・販売して

いる。プロワは浄化槽の処理能力に適した風量であることはもちろん、年中無休で空気を送り続けるため、消費電力、耐久性、夜間の騒音や振動の抑制など様々な対策が必要となる。

平成27年3月に発売したEcoMacは、より省エネ性を重視したもの。ブランド名も従来の「MAC」から「EcoMac」に変更した。フジクリンの担当者は「浄化槽にとっての心臓部であるプロワは、機能安定に必要不可欠なものです。今回、フジクリン浄化槽のほとんど全てが適合機種になったのも、自社で開発したプロワあつてのことだ。」と語っている。



公共施設の単独転換も 国庫補助の対象に

「環境配慮型推進事業」と同様、今回新たに創設されたのが「公設単独転換事業」である。これは、市町村が所有する公的施設（学校、庁舎、集会所など）の単独浄化槽について計画的に合併浄化槽に転換する事業計画を定める市町村に対して、補助率 $\frac{1}{3}$ で整備支援するというものだ。しかも、「環境配慮型推進事業」の要件を満たす場合には、国庫補助率が $\frac{1}{2}$ になる。（国や県が所有している公的施設については対象とならない。）

現在、全国の自治体が所有する単独浄化槽は約5万基にものぼる。このうち公衆トイレは約1万基、残りの約4万基のほとんどは尿だけでなく、生活雑排水も発生する施設に設置されている。当然、生活雑排水は処理されず、そのまま川や海へ放流される。「水泥新聞第11号」で紹介したように、自治体が所有する単独浄化槽を合併浄化槽に転換する動きは既に始まっている。

本事業によりこの動きが加速することを期待したい。

単独処理浄化槽の撤去費 その他要件緩和

単独浄化槽転換における撤去費用については、これまで特例として9万円を上限に上乘せの補助が行われてきた。しかし、単独浄化槽の撤去敷地に合併浄化槽を新設することが条件とされていたため、撤去費の補助を受けることができないケースもあった。今回、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内であれば補助対象になるよう要件が緩和された。老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽に転換することは、水環境の改善だけでなく国土強靱化の観点からも重要だ。



▲単独浄化槽の撤去（クレーン仕様のバックホウ）

その他、「市町村設置型」に關していえば、従来100人までとされてきた人槽上限がなくなった。さらに複数戸に1基の浄化槽設置にかかる要件や半島振興法に基づく半島振興対策実施地域について基数要件が「20基以上」から「10基以上」に緩和されるなど、「市町村設置型」を強力に後押しする内容となっている。

これらの様々な施策によって浄化槽の整備促進に一層のはずみがつくことに間違いはない。環境行政に新たな1ページを加えることになるだろう。



本書は平成28年度2月26日に環境省が各都道府県浄化槽行政担当部に通知した「平成28年度浄化槽整備事業に係る要綱等の改正内容（予定）」についてに基づき記載しています。正式な改正通知（平成28年度予算成立後に発出）によって、記載内容に若干の変更が生じる可能性があることをご了承ください。

公的施設単独処理浄化槽集中転換事業の創設（市町村設置型）

市町村が所有する公的施設（学校、庁舎、集会所など）の単独処理浄化槽について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定める市町村に対して、補助率 $\frac{1}{3}$ で整備支援を実施する。

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件を満たす場合には、 $\frac{1}{2}$ 国庫補助となる。ただし、本事業の整備基数については、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件である単独転換10%以上の算定対象に含まないものとする。

市町村設置型の環境大臣協議人槽の上限について（市町村設置型）

地域防災拠点や公的施設、その他共同住宅等においては、101 人槽以上の浄化槽も見込まれるため、補助基準額の環境大臣協議対象としている人槽について「51 人槽から100 人槽」を「51 人槽以上」に変更し、人槽上限をなくす。

複数戸に1基の浄化槽設置にかかる要件緩和（市町村設置型）

原則として全戸に個別の浄化槽を設置することとしているが、個別に設置するよりも複数戸に1基を設置の方が経済的・効率的な場合には、市町村において浄化槽設置用地を適切に確保することを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。なお、複数戸の上限については、従来から地形上の理由で個別に1基設置できない場合に認めていた上限である5戸とする。なお、実施については当然ながら、建築主事の判断に従うものとする。

単独処理浄化槽の撤去費用にかかる要件緩和（個人設置型、市町村設置型）

単独転換における撤去費用（9万円を上限）について、施工上の制約の有無に関わらず、撤去跡地以外の同一敷地内に新設する場合であれば、補助対象とする。

市町村設置型の基数要件緩和地域の追加（市町村設置型）

半島振興法に基づく半島振興対策実施地域について、市町村設置型の基数要件「20基以上」を「10基以上」に緩和する。

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業の創設〔個人設置・市町村設置〕

1. 通常型 (消費電力基準 5人槽 47W 以下、7人槽 67W 以下、10人槽以上 $n \times 8.7+5$ W 以下)

機種名	処理水質 (mg/L)					人槽 (人)	消費電力 (50/60Hz) (W)	総容量 (m^3)	消費電力基準に 加えて適合する 基準項目 ^{※1}
	BOD	T-N	T-P	SS	COD				
CA 型	20	20	—	15	30	5	39	1.513	ア、イ
						7	55	2.117	ア、イ
						10	75	3.029	ア、イ
CE 型	20	20	—	20	—	14	69	5.672	ア、イ
						18	86	7.306	ア、イ
						21	91/100	8.524	ア、イ
						25	130/150	10.122	ア、イ
						30	130/150	12.110	ア、イ
CSL II 型	20	—	—	20	—	35	170/200	11.478	ア、イ
						40	170/200	12.698	ア、イ
						45	230	14.020	ア、イ
						50	230	15.568	ア、イ



CA型

2. BOD10 mg/L 以下 (消費電力基準 5人槽 58W 以下、7人槽 83W 以下、10人槽以上 $n \times 10.8+5$ W 以下)

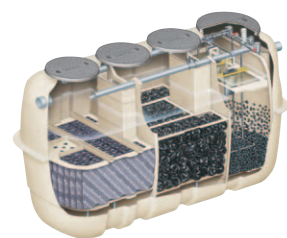
機種名	処理水質 (mg/L)					人槽 (人)	消費電力 (50/60Hz) (W)	総容量 (m^3)	消費電力基準に 加えて適合する 基準項目 ^{※1}
	BOD	T-N	T-P	SS	COD				
CENeco 型	10	10	—	10	20	5	24	2.834	ア
						7	35	4.047	ア
						10	49	5.672	ア
CEN 型	10	10	—	10	—	5	33	2.834	ア
						7	49	4.047	ア
						10	69	5.672	ア
CEN 型	10	10	—	10	—	14	91/100	8.546	ア
						18	130/150	10.239	ア
						21	130/150	12.237	ア
CEN I 型 / II 型	10	10	—	10	—	25	230	15.364/15.964	ア
						30	230	17.986/18.586	ア
						35	490/475	20.478/21.378	-
						40	417/654	23.545/24.445	-
						45	448/708	26.390/27.290	-
						50	448/708	29.139/30.039	ア (50Hz)



CENeco型

3. リン除去型 (消費電力基準 5人槽 92W 以下、7人槽 100W 以下、10人槽以上 $n \times 16+14$ W 以下)

機種名	処理水質 (mg/L)					人槽 (人)	消費電力 ^{※2} (50/60Hz) (W)	総容量 (m^3)	消費電力基準に 加えて適合する 基準項目 ^{※1}
	BOD	T-N	T-P	SS	COD				
CRX 型	10	10	1	10	—	5	81	2.891	ア
						7	88	3.624	ア
						10	103	5.069	ア
CRX 型	10	10	1	10	—	14	148	7.425	ア
						18	168/177	9.113	ア
						21	207/227	10.875	ア
						25	253/273	12.227	ア
						30	413/383	14.508	ア (60Hz)
						35	539/509	17.102	-
						40	679/664	19.356	-
						45	636/873	21.916	-
						50	636/873	24.144	ア (50Hz)



CRX型

※1 消費電力基準に加えて以下のうち1つ以上満たすことが必要な基準項目

ア 消費電力基準よりさらに10%以上低減 イ 総容量: 5人槽 2.2 m^3 以下、7人槽 3.1 m^3 以下、10人槽以上 $n \times 0.45 m^3$ 以下
ウ ディスポーザ対応浄化槽 エ 再生プラスチック重量割合

※2 ブロワ+リン除去装置の消費電力

さかな
小さい魚見つけた

子供たちが水まみれ泥まみれになって遊ぶことのできる、

生物にあふれた小川や水辺の回復を目指します。



美しい水を守る

フジグリーン工業株式会社

<http://www.fujiclean.co.jp/>